

令和4年度版

# 小山市男女共同参画年次報告書

～令和3年度の男女共同参画関連施策の実施状況～

小山市

## 目 次

### 1 第4次小山市男女共同参画基本計画の概要

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 2 第4次小山市男女共同参画基本計画に基づく施策の進捗状況

- (1) 公表までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 体系別進捗状況と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - ・第4次小山市男女共同参画基本計画 事業一覧・・・・・・・・ 7
  - ・小山市男女共同参画審議会からの基本目標ごとの意見・・・・ 10
- (3) 重点施策ごとの進捗状況と評価・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 成果指標の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

小山市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

# 1 第4次小山市男女共同参画基本計画の概要

## (1) 計画策定の趣旨

小山市では、平成13(2001)年6月に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成16(2004)年6月には、「小山市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市・市民・事業所の責務などを定めました。また、平成18(2006)年から5年ごとに「小山市男女共同参画基本計画」を策定し、社会情勢の変化に対応した男女共同参画の推進に関する施策を積極的に実施してきました。

5年に一度実施しております、市民を対象とした男女共同参画に関するアンケートでは、固定的性別役割分担意識についての項目があり、国や県における調査結果と比べて、本市における意識の向上が顕著であります。また、市職員の管理監督職に占める女性の割合が、30%を超えるなど女性活躍推進の分野でも成果を上げております。

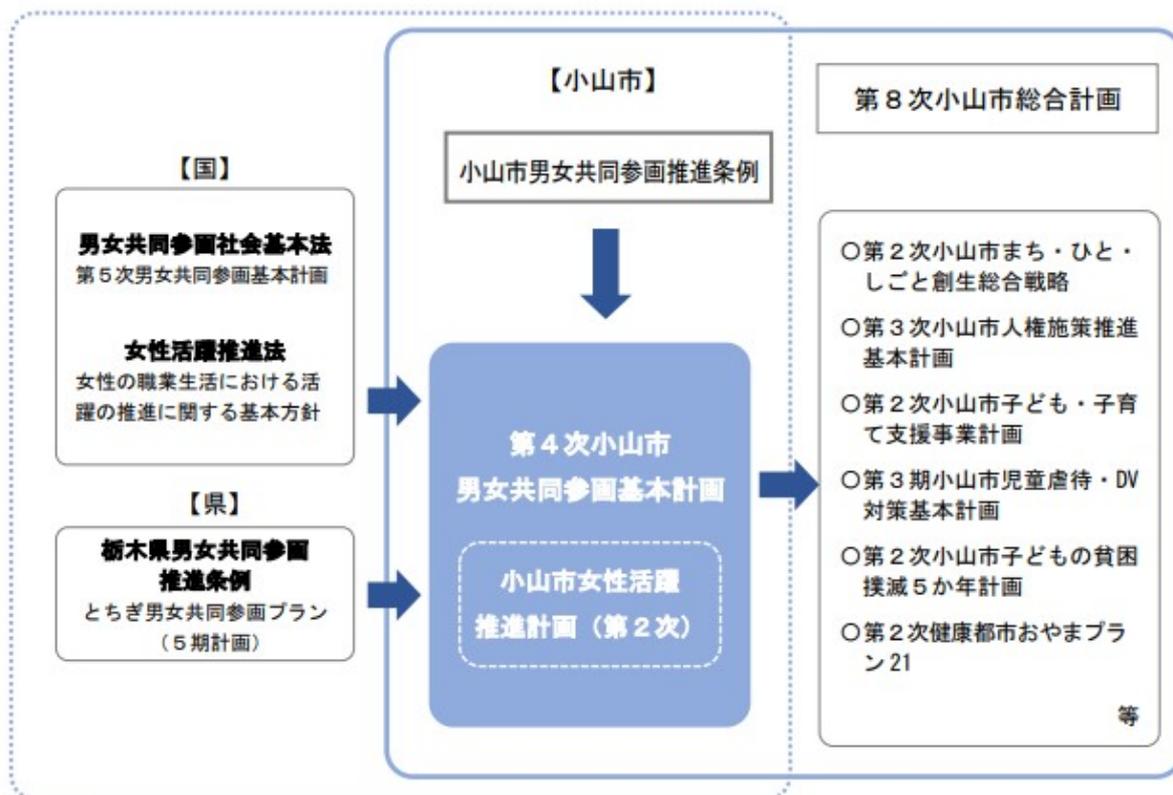
しかしながら、いまだに「男女共同参画」という言葉が浸透していない状況であり、DVや各種ハラスメントの蔓延、政策・方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分でないなど、多くの課題が残されています。また、性の多様性への対応、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図るとともに、人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりへの支援、頻発する大規模災害や世界規模の感染症拡大に起因する女性に対する深刻な影響及び女性活躍推進に向けた新たな生活様式への対応など、取り巻く環境の変化に合わせた対策が必要になっています。

さらに、平成27(2015)年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)において、それぞれの目標達成に向けた取組は、男女共同参画の視点が不可欠であるとされるなど、男女共同参画の推進は、国際的にも重要となっています。

このような動向を踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現についての取組を引き継ぐとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として、「第4次小山市男女共同参画基本計画」を令和3年3月に策定しました。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、小山市男女共同参画推進条例第7条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、男女共同参画社会基本法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する計画にあたります。



## (3) 計画の期間

計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間です。

令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
第4次小山市男女共同参画基本計画				

## (4) 計画の体系

【目指すべき姿】 みんなで 築こう 男女共同参画社会

### 【基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上】

#### 施策の方針

- 1 男女共同参画意識の向上
- 2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実 (重点施策)
- 3 男性の男女共同参画への理解と支援

### 【基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進】

#### 施策の方針

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画 (重点施策・女性活躍)
- 2 産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進 (女性活躍)
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進 (重点施策・女性活躍)
- 4 地域における共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進

### 【基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり】

#### 施策の方針

- 1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 (重点施策)
- 2 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進
- 3 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援 (重点施策)
- 4 男女共同参画の視点に立った防災対策

## (5) 計画の進捗管理

計画の実効性を確保するために、「小山市男女共同参画審議会」及び「小山市男女共同参画推進本部」において計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進捗管理を行う。進捗管理は「P D C A サイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「P L A N (計画)」「D O (実施)」「C H E C K (評価)」「A C T I O N (改善)」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを年度ごとに繰り返していく。実績や進捗状況を把握・評価することで、課題を明確にし、より効果的な推進につなげる。

## 2 第4次小山市男女共同参画基本計画に基づく施策の進捗状況

小山市男女共同参画基本計画は、市政のあらゆる領域に及び、推進にあたっては全庁的な取組を必要とするものであるため、全事業（132事業・38所属）について、令和3年度事業実績について進捗確認を実施しました。

審議会におきまして、実施事業について効果的かつ効率的に行われているか、確認をいただき、進捗状況や今後の取組に対するご意見を集約し、施策に反映することで、よりよい男女共同参画推進に活かしてまいります。

### (1) 公表までの流れ

#### ①推進担当課による進捗確認シート作成（全132事業）

※シート作成に関して、男女共同参画の視点にたった内容とすることに留意する。なお、計画期間の初年度については、計画最終年度に向けての「男女共同参画の視点に立った目標」を設定する。



#### ②審議会による進捗状況の評価（第三者評価）

- (1) 全事業の進捗状況を取りまとめ、集計したもの
- (2) 第4次基本計画における「5カ年の重点施策」に絞ったもの



#### ③男女共同参画推進本部への報告

審議会での評価（第三者評価）を反映した進捗状況報告を行い、意見等を取りまとめる。



#### ④公表及び庁内への周知

年次報告書を作成し、ホームページ等にて公表するとともに、庁内への周知をすることで、次年度以降の事業実施に反映させる。

## 【参考】男女共同参画の視点

- (1) 事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにしているか
  - ・ 女性、男性双方による企画・立案・実施
  - ・ 女性、男性双方の市民が事業に参加
  - ・ これまで一方の性に偏っていた講師、選考委員等において、今年度は他方の性の講師等を積極的に人選するなど、そのバランスに配慮
- (2) 「女性だから」「男性だから」という固定的な役割分担等にとらわれない内容となっているか
  - ・ 子育て、介護は女性がするものといった、固定的な役割分担にとらわれた事業内容、周知等になっていないか
- (3) 事業の対象者として男女ともに想定し、男女比のデータを把握し研究しているか
  - ・ 事業の対象が、どちらかの性に偏っていないか
  - ・ 男女双方を意識して事業をおこなっているか
  - ・ 参加者の男女比を把握し偏りがある場合には、その原因を研究しているか
- (4) 男女にとって利用・参加しやすいような配慮をしているか
  - ・ インターネットの活用等による情報提供、曜日や時間帯の配慮、育児・介護への便宜
  - ・ 夫婦や男女ペアでの参加促進、託児の受付
- (5) 広報、出版物やインターネットのホームページなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫したか
  - ・ 広報の相手方に「女性の役割」「男性の役割」と受け取られないように、男女が共に役割を担い、活動しているように表現したか
  - ・ 性別によって上下関係をつけることなく、男女を対等な立場で表現したか
  - ・ これまで極端に少なかった女性または男性の出番を積極的に増やしたか（積極的改善措置）
  - ・ 女性を、人目を引くための存在（アイキャッチャー）として表現しなかったか
  - ・ 男女のいずれにも使用できる言葉で表現するなど、男女共同参画の趣旨に合致するように表現したか
- (6) 事業の効果が男女それぞれに及ぶように配慮したか
  - ・ 男女間の事実上の格差を解消したり、男女が共に社会参画できるようにしたりするなど、事業の効果が男女それぞれに及ぶように配慮したか
  - ・ 男女双方の実際的なニーズが満たされたか
  - ・ 事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れたか

## (2) 体系別進捗状況と評価（令和3年度実績）

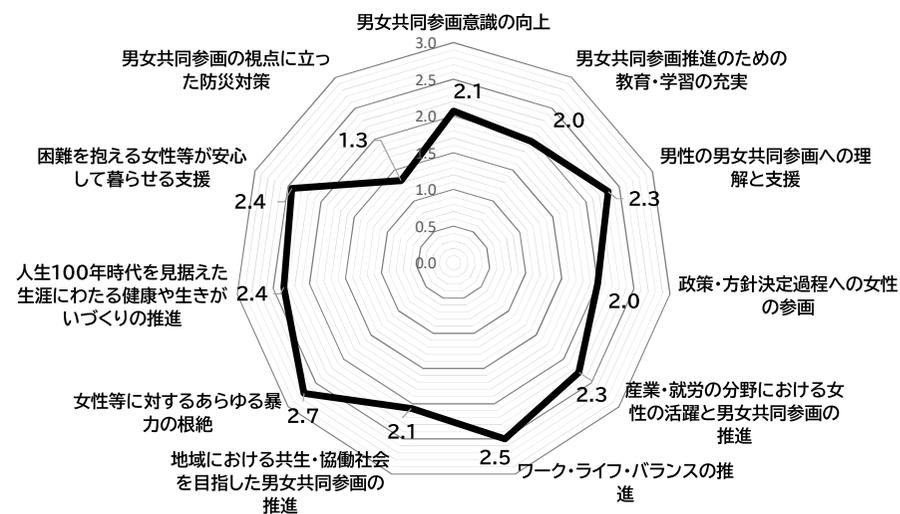
基本目標	基本目標	事業数	担当課による評価			平均点数 (3点満点)
	施策の方針		A	B	C	
基本目標1	男女共同参画意識の向上	15	3	10	2	2.1
	男女共同参画推進のための教育・学習の充実	29	3	22	4	2.0
	男性の男女共同参画への理解と支援	6	3	2	1	2.3
基本目標2	政策・方針決定過程への女性の参画	8	0	8	0	2.0
	産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進	18	6	11	1	2.3
	ワーク・ライフ・バランスの推進	14	8	5	1	2.5
	地域における共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進	15	2	12	1	2.1
基本目標3	女性等に対するあらゆる暴力の根絶	7	5	2	0	2.7
	人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいがづくりの推進	17	6	11	0	2.4
	困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援	25	14	8	3	2.4
	男女共同参画の視点に立った防災対策	6	0	2	4	1.3
	合計	160	50	93	17	2.2

▲複数課にまたがる事業があるため総事業132によりも多くなる

【担当課による評価（事業の進捗状況）】

A：順調	3点
B：概ね順調	2点
C：やや不十分	1点

### 体系別進捗状況のバランス



### ■ 集計結果の状況

平均点数が3点満点中、2.2点となり、本計画から新たに施策の方針として設けた「男女共同参画の視点に立った防災対策」以外のものは、「概ね順調」以上の評価となった。最も平均点数が高いものは、「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」となっている。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、DVの相談件数も増えているが、根絶に向けた取組は確実に進められている。

第4次小山市男女共同参画基本計画 事業一覧（担当課による進捗状況評価入り）

基本目標	施策の方針	取り組む施策	事業番号	事業名	推進担当課	新規/F1	評価		
1 男女共同参画意識の向上	1 男女共同参画意識の向上	1 男女共同参画を推進する啓発の充実	1	男女共同参画推進のための啓発	人権・男女共同参画課		A		
			2	男女共同参画啓発誌の発行とその活用	人権・男女共同参画課		A		
			3	男女共同参画に関する各種情報の提供	人権・男女共同参画課		B		
			3	男女共同参画に関する各種情報の提供	生涯学習課		C		
		2 性的マイノリティ等を含めた人権に配慮した男女共同参画の推進	4	人権擁護委員との協働による人権尊重意識の啓発	人権・男女共同参画課		C		
			5	人権意識啓発の推進	人権・男女共同参画課		A		
			6	人権意識についての啓発紙の発行	生涯学習課		B		
			7	性の多様性に関する意識の普及啓発	人権・男女共同参画課		B		
			7	性の多様性に関する意識の普及啓発	学校教育課		B		
			8	性的マイノリティ等の人権に配慮した男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課	新規	B		
		3 ジェンダー平等への取組	9	ジェンダー平等に配慮した広報	シティプロモーション課		B		
			10	ジェンダー統計の活用	人権・男女共同参画課	新規	B		
	11		ジェンダーの視点に立った業務遂行への支援	人権・男女共同参画課	新規	B			
	12		SDGsへの取組	人権・男女共同参画課	新規	B			
				12	SDGsへの取組	総合政策課	新規	B	
	2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実	1 幼少期からの男女平等教育の推進		13	幼少期からの男女平等意識の浸透のための支援	こども課	新規	B	
				14	指導者向け男女平等に関する研修会の実施	学校教育課		B	
		2 男女共同参画を推進する社会教育・家庭教育の充実		15	男女共同参画に関する講座の開催	人権・男女共同参画課		B	
				16	関係機関向け研修	人権・男女共同参画課	新規	B	
				17	庁内における男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課		B	
				17	庁内における男女共同参画の推進	職員課		A	
				18	参考図書の収集・整備	中央図書館		B	
				19	おやま・まちづくり出前講座の充実	生涯学習課		B	
				20	人権についての講演会・講座等の実施	生涯学習課/人権・男女共同参画課		B	
				21	指導者向けの人権教育研修会の実施	学校教育課		B	
				21	指導者向けの人権教育研修会の実施	生涯学習課		B	
				22	事業所の人権研修	生涯学習課		B	
				23	特定職業従事者人権研修会の実施	人権・男女共同参画課		B	
				24	地域活動のための学習機会の提供と情報提供	人権・男女共同参画課		C	
				24	地域活動のための学習機会の提供と情報提供	生涯学習課		A	
			3 男女共同参画の視点に立った事業、講座等の運営		25	小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒のためのキャリアデザイン事業	人権・男女共同参画課		B
					25	小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒のためのキャリアデザイン事業	工業振興課		C
				25	小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒のためのキャリアデザイン事業	教育総務課		C	
		26		多様な文化芸術活動の推進	文化振興課		B		
		27		公民館実施事業	中央公民館		A		
		27		公民館実施事業	大谷公民館		C		
		27		公民館実施事業	間々田公民館		B		
		27		公民館実施事業	生井公民館		B		
		27		公民館実施事業	寒川公民館		B		
		27		公民館実施事業	豊田公民館		B		
		27	公民館実施事業	中公民館		B			
		27	公民館実施事業	穂積公民館		B			
		27	公民館実施事業	桑公民館		B			
	27	公民館実施事業	絹公民館		B				
3 男性の男女共同参画への理解と支援	1 男女共同参画に関する男性の理解促進		28	男性の家庭参画のための啓発	人権・男女共同参画課		A		
			29	男女の生活能力を高める意識啓発	市民生活安心課		B		
	2 男性の家事・育児・介護等家庭生活への参画促進		30	保護者向け講座・交流会	こども課		C		
			30	保護者向け講座・交流会	健康増進課		A		
			31	男性の家事・育児・介護等への参画促進	人権・男女共同参画課		A		
			32	市男性職員の家事・育児・介護等への参画促進	職員課		B		

進み具合  
A:順調  
B:おおむね順調  
C:やや不十分

F1：令和2年度に開催した「おやまF1評定（えふわんひょうじょう）」において提言のあった事業。  
「おやまF1評定」とは、女性が暮らしやすいまちづくりのさらなる推進を図るため、子育て世代でもある20歳代から40歳代の女性の意見やニーズを掘り起こすとともに、女性の市政参加を促進するため開催したものである。  
いただいた意見や提言の一部を第4次基本計画に反映させている。

第4次小山市男女共同参画基本計画 事業一覧（担当課による進捗状況評価入り）

基本目標	施策の方針	取り組む施策	事業番号	事業名	推進担当課	新規/F1	評価
2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画	1 女性の政策・方針決定過程への参画推進	33	市審議会等の女性の参画促進	行政改革課/人権・男女共同参画課		B
			34	政治分野などへの女性参画の推進	人権・男女共同参画課	新規	B
			35	市女性職員の活躍支援	職員課		B
		2 女性の人材育成・エンパワメント支援・女性交流事業	36	女性のエンパワメント支援のための学習機会・情報の提供	人権・男女共同参画課		B
			36	女性のエンパワメント支援のための学習機会・情報の提供	生涯学習課		B
			37	女性交流推進事業	人権・男女共同参画課		B
			38	男女共同参画を推進するグループ団体への支援	市民生活安心課		B
			39	男女共同参画に関する事業を行う団体等への支援	人権・男女共同参画課	新規	B
			40	市民に向けた各種ハラスメント防止のための啓発	人権・男女共同参画課		B
	2 産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進	1 産業・就労の分野における男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進	41	働く場における各種ハラスメント防止のための啓発	人権・男女共同参画課		B
			42	学校における各種ハラスメント防止のための取組推進	学校教育課		B
			43	庁内における各種ハラスメント防止のための取組推進	職員課		B
			44	男女雇用機会均等法の周知	工業振興課		A
			45	家族経営協定の周知・締結	農業委員会事務局		B
			46	女性が管理職を希望しやすい職場環境の整備	人権・男女共同参画課	新規	B
		2 女性のチャレンジへの支援	47	創業相談	工業振興課		A
			48	起業やスキルアップのための講座の開催	工業振興課		A
			49	再就職支援情報の提示	工業振興課		A
			50	中小企業融資制度	商業観光課		A
			51	農業・農村男女共同参画推進事業	農政課		B
			52	女性の再就職支援事業	人権・男女共同参画課		B
			53	保育士再就職支援事業	こども課		B
			54	ビジネス支援事業	中央図書館		C
			55	求職者等支援制度の充実	工業振興課		A
			56	女性の職業生活における情報の提供	人権・男女共同参画課		B
			57	理工系・専門分野への女性の参画促進	人権・男女共同参画課	新規	B
			3 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 仕事と家庭生活等を両立するための環境整備	58	ワーク・ライフ・バランスのための情報提供	人権・男女共同参画課
	58	ワーク・ライフ・バランスのための情報提供			工業振興課		A
	59	ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業の推進			人権・男女共同参画課		A
	60	ワーク・ライフ・バランス推進事業者に対するインセンティブ付与の周知啓発			人権・男女共同参画課		B
	61	庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進			職員課		B
	62	テレワーク等の推進のための啓発			人権・男女共同参画課	新規	B
	2 子育て環境の充実	63		子育てひろば等の多世代交流事業	こども課	新規/F1	C
		64		多様な保育サービスの充実	こども課		A
		65		保育施設整備の促進	こども課		A
		66		子育て支援総合センターの運営	子育て家庭支援課		B
		67		妊娠・出産・子育てに関する助成制度	子育て家庭支援課		A
		68		子育て家庭支援のための保育料助成制度	こども課		A
	69	子育て世代等の送迎移動解消に向けた交通環境整備	都市計画課	新規	A		
3 経営者・管理職の意識向上のための取組強化	70	経営者・管理職の意識向上のための取組	人権・男女共同参画課	新規	A		
4 地域における共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進	71	地域における女性リーダーの育成	人権・男女共同参画課	新規	B	
		72	社会教育指導者研修	生涯学習課		A	
		73	男女共同参画推進協議会への活動支援	人権・男女共同参画課		B	
		74	ボランティア養成講座の実施	市民生活安心課		B	
		74	ボランティア養成講座の実施	社会福祉協議会		B	
		75	ボランティア活動支援	市民生活安心課		B	
		75	ボランティア活動支援	社会福祉協議会		B	
		76	介護ボランティア育成支援	高齢生きがい課		B	
		77	高齢者の社会参画促進	高齢生きがい課		B	
		78	環境保全活動推進	環境課		C	
		79	渡良瀬遊水地第2調節池湿地保全活動	自然共生課	新規	B	
	2 多文化共生社会を目指した推進	80	外国人住民への男女共同参画に関する理解の促進	国際政策課		B	
		80	外国人住民への男女共同参画に関する理解の促進	人権・男女共同参画課		B	
		81	国際交流協会の活動支援	国際政策課	F1	B	
82	国際的理解の推進	国際政策課		A			

進み具合  
A:順調  
B:おおむね順調  
C:やや不十分

F1：令和2年度に開催した「おやまF1評定（えふわんひょうじょう）」において提言のあった事業。  
「おやまF1評定」とは、女性が暮らしやすいまちづくりのさらなる推進を図るため、子育て世代でもある20歳代から40歳代の女性の意見やニーズを掘り起こすとともに、女性の市政参加を促進するため開催したものの。いただいた意見や提言の一部を第4次基本計画に反映させている。

第4次小山市男女共同参画基本計画 事業一覧（担当課による進捗状況評価入り）

基本目標	施策の方針	取り組む施策	事業番号	事業名	推進担当課	新規/F1	評価		
3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり	1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	83	児童虐待防止の啓発	子育て家庭支援課		A		
			84	暴力追放の啓発と防犯情報の提供	市民生活安心課		A		
			85	DV防止啓発活動(小山市パープルリボン運動)	人権・男女共同参画課		A		
			86	児童生徒を対象としたデートDV・性暴力等に関する予防啓発	人権・男女共同参画課	新規	B		
		2 DV根絶のための安全・安心な相談・支援体制の充実	87	DVに関する相談支援	子育て家庭支援課		A		
			88	児童虐待に関する相談支援	子育て家庭支援課		A		
			89	DV被害者の自立支援の充実	子育て家庭支援課	新規	B		
			2 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進	1 男女が互いの性を尊重する意識の醸成	90	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	健康増進課		A
					91	性教育の充実	健康増進課		A
	91	性教育の充実			学校教育課		B		
	2 ライフステージに応じた男女の生涯にわたる健康支援や生きがいづくり	92		母子保健医療の充実	健康増進課		A		
		93		健康意識の普及	健康増進課		B		
		94		食育の推進・啓発	農政課		B		
		94		食育の推進・啓発	こども課		A		
		94		食育の推進・啓発	健康増進課		B		
		94		食育の推進・啓発	学校教育課		A		
		95		各種検診の充実	健康増進課		B		
		96		健康相談	健康増進課		B		
		97		薬物乱用防止に向けた啓発	生涯学習課		B		
		98		スポーツの推進による健康づくり	生涯スポーツ課		B		
	99	結婚支援センター事業の啓発の推進	子育て家庭支援課	新規/F1	A				
	100	高齢者の孤立を防ぐ交流事業の推進	高齢生きがい課		B				
	101	人生100年時代への生きがいづくりの支援	人権・男女共同参画課	新規	B				
	102	生きがいづくりのための講座開催	社会福祉協議会	新規	B				
	3 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援	1 困難を抱える人が安心して暮らせるための相談・啓発の実施	103	法律相談(弁護士)	市民生活安心課		A		
			104	心配ごと相談(弁護士・相談員)	社会福祉協議会		C		
			105	家庭内困りごと相談(元家庭裁判所調査官)	市民生活安心課		A		
			106	人権相談(人権擁護委員)	人権・男女共同参画課		C		
			107	こころの相談(精神科医師)	福祉課		B		
			108	市民相談	市民生活安心課		A		
			109	青少年相談(青少年相談員)	生涯学習課		A		
			110	スクール・ソーシャル・ワーカーの活用	学校教育課		B		
111			消費生活相談(消費生活相談員)	市民生活安心課		A			
112			権利擁護相談(あすてらす おやま専門員)	社会福祉協議会		A			
113			女性のための相談(カウンセラー・弁護士)	人権・男女共同参画課		B			
114			婦人相談(婦人相談員)	子育て家庭支援課		A			
115			外国人住民への相談支援	国際政策課		A			
116			社会全体で子育てを支える意識の啓発	子育て家庭支援課		A			
117			介護保険制度、サービス等の情報提供	高齢生きがい課		B			
118			高齢者虐待防止と啓発	高齢生きがい課		B			
2 高齢者・障がい者・ひとり親・性的マイノリティ等への支援の充実			119	ひとり親家庭の自立支援	子育て家庭支援課		A		
			120	ひとり親家庭のための住宅支援	建築課		B		
		121	子どもの貧困対策の推進	子育て家庭支援課		B			
		122	地域包括支援センターの運営	高齢生きがい課		A			
	123	障がい者等の支援	福祉課		B				
	124	障がい児者基幹相談支援センターの運営	福祉課		A				
	125	ひきこもり支援に関する取組	福祉課	新規	A				
	126	犯罪被害者等への支援	市民生活安心課	新規	A				
	127	性的マイノリティに対する支援	人権・男女共同参画課	新規	C				
4 男女共同参画の視点に立った防災対策	1 男女共同参画の視点に立った事業、講座等の運営視点に立った災害時対応	128	防災における男女共同参画	危機管理課		B			
		129	防災における男女共同参画意識の啓発	危機管理課		B			
		129	防災における男女共同参画意識の啓発	人権・男女共同参画課		C			
		130	避難所運営に男女がリーダーとして参画するための仕組みづくり	人権・男女共同参画課	新規	C			
	2 防災に関する活動等への女性の参画促進	131	防災分野への女性の進出支援	消防総務課	新規	C			
		132	防災士資格取得の促進と支援	危機管理課	新規	C			

進み具合  
A:順調  
B:おおむね順調  
C:やや不十分

F1：令和2年度に開催した「おやまF1 評定（えふわんひょうじょう）」において提言のあった事業。「おやまF1 評定」とは、女性が暮らしやすいまちづくりのさらなる推進を図るため、子育て世代でもある20歳代から40歳代の女性の意見やニーズを掘り起こすとともに、女性の市政参加を促進するため開催したもの。いただいた意見や提言の一部を第4次基本計画に反映させている。

## 小山市男女共同参画審議会からの基本目標ごとの意見

### 基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

「男女共同参画」という言葉がまだまだ浸透していない状況であり、「男女共同参画」の存在を広める活動に尽力すべきと考える。意識の向上が進まないのであれば、従来の啓発方法にとらわれず、幅広い方法を模索することも重要ではないか。チラシやリーフレットを作成し配布するだけで終了していないだろうか、啓発のためのイベントやセミナーなどの参加者に新しい市民を取り込めているかなど、多角的視点により随時状況を確認、検討し、より成果がみられる方法を採用していく。

意識の向上につなげるために、年度ごとに、意識の浸透における状況を把握し、その先の一步に踏み込んだ施策が必要であると考え。具体的には、リーフレット配布後の活用に関する各種学校と連携したしくみ（例えば、小中学生にチラシ等を配り、家庭でのワークとして振り返りを行い、提出いただく）の構築や、これまで男女共同参画関連のイベントやセミナーに参加したことのない方に参加いただけるような、魅力ある興味関心が湧くような事業を開催するなどの創意工夫を要望したい。また、Withコロナを見据えた取組を推進していただきたい。

### 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野に向けての取組が必要であることは理解できるが、あまりにも事業が多すぎる。効果的な事業・早く解決を目指すべき事業・取り組みやすい事業など、事業を絞ったり、統合したりするなどの対応が求められる。また、重点的に取り組む目標があるならば、一つの担当課だけで事業展開するのではなく、関係する複数の課と横断的に連携しながら取り組むことも重要ではないか。

あらゆる分野における男女共同参画を推進していくためには、女性が社会に出て行きやすくなるための支援、地域における意識の浸透のための施策が必要と思われる。具体的な支援、施策の充実とその効果についての情報共有と検証を重ね、今後もぜひ継続していただきたい。

### 基本目標3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

DVや虐待防止の根絶に向けての取組は継続して行わなければならないものであるため、引続き、互いを尊重し合い、安心して生き生きと暮らせる環境を目指して各事業の推進をお願いしたい。困難を抱える人が安心して暮らせるための各種相談事業がそれを必要とする方のための運用となっているか、実質的な連携を目指していけるものになっているかを検証する必要がある。

昨今の、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大やこれまでに経験したことのない猛威を振るう甚大な自然災害の増大などから、防災に関する取組は急務となっており、男女共同参画の視点に立った防災対策に力を入れていくべきである。防災の場に多様な視点からの取組を推進するため、女性の防災士の育成を目的としたセミナーの開催や教育の場での実践的な取組を進めていくことが求められている。

### (3) 重点施策ごとの進捗状況と評価

男女共同参画を推進するための施策のうち、令和3年度から令和7年度の5年間で特に重要であり、小山市男女共同参画審議会や市民からのニーズの高い施策を重点施策として、推進していくものです。

#### 重点施策1 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

あらゆる世代において人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識や男女平等意識を浸透させるため、親たちに対する子どもの家庭教育や、保育施設や学校における子どもへの教育を推進するとともに、生涯学習の充実を図ります。

#### 重点施策2 政策・方針決定過程への女性の参画

市の審議会等の女性委員選任や、女性職員の職域拡大及び管理職等への積極的な登用、事業所等への女性活躍に向けた支援により、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

#### 重点施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

安心して子育てのできる環境の整備を図り、長時間労働の削減などの働き方改革や、男性の育児休業の取得を促進するほか、多様な人々が活躍できるよう、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について周知するとともに、事業所等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

#### 重点施策4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、DVを防止するための市民への周知・啓発に加え、適切な被害者支援に取り組みます。

#### 重点施策5 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、相談しやすい環境の整備や、生活・子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

## 重点施策1 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

成果・活動指標	目標値 R7	R2時点 実績値	実績と進捗状況		根拠・出典
			R3	評価	
男女共同参画に関する講座の参加者数 (5年間の累積数)	500人	317人	25人	C	おやままちづくり出前講座・男女共同参画推進のための地域交流会への参加者数
令和3年度の主な取組					
<p><b>○幼少期からの男女平等意識の浸透のための支援 【こども課】</b> 職員間の男女平等意識を確認し、毎日の生活の中で意識の浸透を図る。 ⇒男女を色で分ける、男女分けた出席簿の作成やグループ分けをしないなど、日々の保育の中で男女平等を意識した保育を提供した。</p> <p><b>○指導者向け男女平等教育研修会の実施 【学校教育課】</b> 教職員を対象にした研修会では、ワークショップ形式でジェンダーについてのアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）を取り上げ、自身のもっているジェンダーバイアス（性差に対する偏見）について振り返り、男女共同参画の意識を高めた。</p> <p><b>○男女共同参画に関する講座の開催 【人権・男女共同参画課】</b> ①おやままちづくり出前講座 7/16（金） 間々田市民交流センター 25人参加 ②男女共同参画推進のための地域交流会 コロナ禍のため延期</p> <p><b>○関係機関向け研修 【人権・男女共同参画課】</b> DV防止啓発研修会 11/16（火）市役所本庁舎 43人参加 小山市自治会連合会役員、民生委員・児童委員に周知し、参加依頼した。 参加者のうち、参加依頼した関係機関からの参加は13人。</p> <p><b>○庁内における男女共同参画の推進 【人権・男女共同参画課／職員課】</b> ①新採用職員研修「男女共同参画」 7/7（水） 職員研修所 47人参加 ②初級職員研修「男女共同参画」 8/18（水） コロナ禍のため資料配布のみ 配布人数77人</p> <p><b>○小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒のためのキャリアデザイン事業 【人権・男女共同参画課／工業振興課／教育総務課】</b> ①「リケジョセミナー・イン・オヤマ」 8/2（月） コロナ禍のため中止。19人申込あり。 後日、講師による講演をYouTubeで配信した。 ②こども科学体験バスツアー コロナ禍のため中止 ③キッズ・ユニバーシティ・おやま2021 ・白鷗大学 7/24（土） 9人参加 ・小山工業高等専門学校 7/31（土） コロナ禍のため中止 ・関東職業能力開発大学校 11/7（日） コロナ禍のため中止</p>					
目標達成に向けた取組と今後の方向性					
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業や研修等の開催が制限される中で、関係各課において、それぞれの対象者に合わせた内容を考慮しながら精力的に行うことができた。 ジェンダーに関する意識が、あらゆる場面、さまざまな世代に浸透するためには、継続的な活動が必要であるため、全庁的な取組として改善、見直しを加えながら実施していきたい。</p>					
審議会意見					
<p>男女共同参画推進のための教育・学習の手法や内容は、属性ごとに用意することが必要である。例えば、若年層に向けては、家庭内で男女共同参画について話すきっかけとなるワーク付きの出前授業の開催やインフルエンサーの活用による意識啓発、事業所や従業員に対しては、先進事例の紹介や講演会、高年層には地域における生涯学習の充実やマスメディアの活用などが挙げられる。 また、長年培われた男性中心の企業風土等の改善のため、小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者のさらなる拡大を図り、経営者等に向けたセミナーを実施するなど、繰り返し伝えることで意識の向上を目指していく。</p>					

## 重点施策2 政策・方針決定過程への女性の参画

成果・活動指標	目標値 R7	R2時点 実績値	実績・進捗状況		根拠・出典
			R3	評価	
管理的職業従事者全体に占める女性の割合	30.0%	16.7% (H27)	14.2% (R2)	C	国勢調査
市職員の管理監督職に占める女性の割合	30%以上	31.0%	30.90%	A	
審議会等委員に占める女性の割合	40%以上 60%以下	38.9%	37.80%	C	
令和3年度の主な取組					
<p><b>○市審議会等の女性の参画促進 【行政改革課／人権・男女共同参画課】</b></p> <p>①4月部長課長会議における趣旨説明及び各課に通知周知            ②女性委員の参画状況調査の実施 審議会等の女性委員比率 37.8% (554名／1467名) R3.4.1現在            ③庁内電子掲示板で積極的な女性委員登用についての周知            ④委員委嘱起案決裁時に総務部長会議を促し指導的助言の実施</p> <p><b>○市女性職員の活躍支援 【職員課】</b></p> <p>①キャリアデザイン研修 1/6 (木) 職員研修所 37人参加・ 1/13 (木) 職員研修所 41人参加            ②育児休業中の職員に対する通信教育研修の案内 1回</p> <p><b>○女性のエンパワーメント支援のための学習機会・情報の提供【人権・男女共同参画課／生涯学習課】</b></p> <p>①明日のビジネスを担うリーダー塾 11/6 (土)・11/27 (土)・12/18 (土) 延べ51人参加            前2回はオンライン開催 参加者満足度：「大変満足」94%・「概ね満足」6%            ②とちぎウーマン応援塾 (栃木県主催事業) 派遣 2名            ③栃木県教育委員会主催事業への派遣            ・女性の地域活動推進セミナー派遣 2名            ・家庭教育オピニオンリーダー研修派遣 1名            ・家庭教育支援プログラム指導者研修 1名</p> <p><b>○女性交流推進事業 【人権・男女共同参画課】</b></p> <p>【再掲】明日のビジネスを担うリーダー塾 11/6 (土)・11/27 (土)・12/18 (土) 延べ51人参加            前2回はオンライン開催 参加者満足度：「大変満足」94%・「概ね満足」6%</p> <p><b>○男女共同参画に関する事業を行う団体等への支援 【人権・男女共同参画課】</b></p> <p>男女共同参画に関する事業を行う団体等に対し、市民企画支援事業補助金(仮)を交付し、エンパワーメントを促進するもの。導入自治体の調査を行い、実施要綱(案)を作成した。</p>					
目標達成に向けた取組と今後の方向性					
<p>政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、あらゆる方面からの取組を進めた。引続き、積極的な取組を進めるとともに、特に事業所への働きかけを強化するため、関係各課及び関係機関と連携し、事業の周知や啓発に努める。</p>					
審議会意見					
<p>管理的職業従事者全体に占める女性の割合を増加させるためには、女性が今の仕事に魅力を感じ、管理的立場になって、より業務をスムーズに進めていきたいと思うことのできる魅力的な職場環境の醸成が必要である。行政からの支援としては、魅力ある女性の活躍者やジェンダー平等への取組で成果をあげている事業所の紹介や講演会を実施し、報道機関や関係機関との連携により、多くの市民へ情報を発信し共有する場を設けることも手法の一つになるのではないかと。また、女性の登用率が高い事業所にはインセンティブを付与するなど有効な手段となると思われる。</p> <p>子育て環境の改善、ニーズに応じたサービスの提供は重要な要素であるため、具体的な支援策を提供する必要があり、またワーク・ライフ・バランスの視点から、家庭での協力(特に男性や親族)を推進しなければ、中堅での活躍層が育成できない。</p> <p>設定した目標値に思うように近づかないのであれば、まずは、その原因を追究し、これまでの取組を再度点検するなど、詳細な分析をすることが望ましい。</p>					

### 重点施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

成果・活動指標	目標値 R7	R2時点 実績値	実績・進捗状況		根拠・出典
			R3	評価	
ワーク・ライフ・バランスの実際の優先度 (1)仕事と家庭生活の両方 (2)仕事と地域・個人の生活の両方 (3)仕事と家庭生活と地域・個人の生活のすべて (1)～(3)を優先する人の割合	40.0%	34.0%	-	-	小山市男女共同参画に関するアンケート調査
小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定数	115社	65社	84社	A	
ファミリー・サポート・センター会員数	1,050人	968人	885人	C	
令和3年度の主な取組					
<p>○ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業の推進 【人権・男女共同参画課】</p> <p>①事業の周知・啓発と認定事業者の取組を周知PR ②令和3年度認定事業者 19社 ③認定事業者に対して市事業への参加要請</p> <p>○庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進 【職員課】</p> <p>働き方改革関連法に基づく「小山市働き方改革取組指針」に則り、残業時間の上限規制、有給休暇取得促進等に取り組むとともに、テレワークを含めた働き方や仕事の進め方に対する職員の意識改革を促し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。 ・年360時間超の時間外勤務を行った職員 69名 ・年次有給休暇12日以上取得率 57% ※小山市職員の平均有給休暇取得日数 13.2日(前年度より1.2日増)</p> <p>○テレワーク等の推進のための啓発 【人権・男女共同参画課】</p> <p>①在宅ワークセミナー 1/25(火) 9人参加 オンライン開催 ②テレワーク・在宅勤務に関する情報提供</p> <p>○経営者・管理職の意識向上のための取組 【人権・男女共同参画課】</p> <p>①おやまイクボス協議会登録事業所数 73社 ②第2回おやまイクボス合同宣言・第2回おやまイクボス協議会セミナー 10/21(木) 49名参加 オンライン開催 市内事業所の先進的な取組事例発表、男性の育児休業取得についてのパネルディスカッション、情報交換会</p>					
目標達成に向けた取組と今後の方向性					
<p>市内事業者との連携を図りながら、各事業を実施し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めた。また、庁内では働き方改革を全庁的に推進し、意識の変革に取り組んでいる。更に、子育てに関する不安や負担感を解消するために、保育園等への入園待機児童の解消等、充実した保育サービスの提供を行った。</p>					
審議会意見					
<p>男性の育休取得促進や働き方改革の推進、女性活躍に対する積極的な取組に対して、インセンティブを付与するなど、事業所が着実にワーク・ライフ・バランスを推進していく機運を醸成しつつ、Withコロナに向けたワーク・ライフ・バランスのあり方についての研修を実施していく。労働局や県と連携しながら、市民が安心して働き続けることができるよう、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代に対応した子育て支援環境の充実を図るべきである。</p>					

## 重点施策4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

成果・活動指標	目標値 R7	R2時点 実績値	実績・進捗状況		根拠・出典
			R3	評価	
過去5年以内にDV、デートDVの被害がある人の割合	根絶を目指す	3.5% (R1)	-	-	小山市児童虐待・DV対策に関するアンケート調査
DV、デートDVに関する相談窓口の認知度（全体から、“いずれの窓口も知らない”と“無回答”を除いた割合）	70.00%	67.3% (R1)	-	-	小山市児童虐待・DV対策に関するアンケート調査
令和3年度の主な取組					
<p><b>○DV防止啓発活動（小山市パープルリボン運動） 【人権・男女共同参画課】</b>                      小山市パープルリボン運動の実施                      ①DV防止啓発研修会 11/16（火）市役所本庁舎 43名参加                      ウイメンズハウスとちぎカウンセラーによる講演                      研修会の理解度「よく理解できた」72%、「おおむね理解できた」28%                      ②啓発展示                      ・市役所多目的コーナー（11月）                      ・中央図書館地域情報コーナー（11/10～11/25）                      ・デジタルサイネージ（市役所・イオン）                      ③パープルツリー設置 市内施設9カ所                      ④小山市男女共同参画推進協議会会員によるパープルリボン作成</p> <p><b>○児童生徒を対象としたデートDV・性暴力等に関する予防啓発 【人権・男女共同参画課】</b>                      性暴力・性被害防止に向けた啓発                      市内県立高校（5校）・白鷗大学の生徒・学生に向けた啓発チラシと相談先案内カードの配布依頼（7～8月）</p> <p><b>○DVに関する相談支援 【子育て家庭支援課】</b>                      DV被害者からの相談に対して男女にかかわらず丁寧に対応して傾聴し助言等を行った。保護命令の手続きやシェルターへの一時避難など安全確保やその後の自立支援等を実施した。</p> <p><b>○DV被害者の自立支援の充実 【子育て家庭支援課】</b>                      市民等からの寄付を受け、DVにより避難した家庭等が新たな生活を始めるために必要な生活用品を提供し支援に繋がった。緊急に避難が必要な方からの相談に応じて、随時、NPO法人と協力し支援した。</p>					
目標達成に向けた取組と今後の方向性					
児童虐待防止啓発と合わせてDV防止啓発を実施するなど、庁内における横断的連携により、より効果的な啓発が実施できた。DV被害者に対する支援では、安全面に配慮した被害者に寄り添った相談を行い、その後の自立支援等を実施した。 デートDVや性暴力被害を含めた暴力の根絶を目指し、あらゆる手法を用いた啓発に努める。					
審議会意見					
あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の取組は今後も継続しながら、昨今のペーパーレス化や若年層の情報収集方法を鑑み、インターネットやSNSなどの新たな啓発方法を模索し、実施していくことが大切である。また、啓発のためのリーフレットの作成・配布だけでなく、その後の利用・活用のための事業（中学校・高校・大学等各種教育機関への講師派遣等）として展開していくことも必要である。					

## 重点施策5 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

成果・活動指標	目標値 R7	R2時点 実績値	実績・進捗状況		根拠・出典
			R3	評価	
ひとり親への就業支援で就労できた人数（母子父子支援プログラムによるもの）	20人	5人	9人	A	
令和3年度の主な取組					
<p>○女性のための相談（カウンセラー・弁護士） 【人権・男女共同参画課】</p> <p>①女性のための心の相談（女性のカウンセラー） 毎月1回 相談件数 27件/36枠</p> <p>②女性のための生き方なんでも相談（女性の弁護士） 奇数月 相談件数 21件/24枠</p> <p>○婦人相談（婦人相談員） 【子育て家庭支援課】</p> <p>1人相談員を増員し、相談体制を強化でき、きめ細やかな相談業務及び様々な手続きの支援や支援機関の紹介等を実施した。</p> <p>○ひとり親家庭の自立支援 【子育て家庭支援課】</p> <p>母子・父子自立支援員等による相談支援の充実を図る。 「児童扶養手当」、「遺児手当」、「医療費助成」、「貸付」、「教育・技能訓練に対する資金援助」等の経済的支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当支給実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格者 1,167人</li> <li>支給対象児童数 1,716人</li> <li>支給実績額 590,986,180円</li> </ul> </li> <li>・遺児手当支給実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格者 33人</li> <li>支給対象児童数 41人</li> <li>支給実績額 1,452,000円</li> </ul> </li> <li>・ひとり親家庭医療費助成支給実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>受給世帯数 1,441世帯</li> <li>支給対象者数 3,537人</li> <li>支給実績額 41,010,390円</li> </ul> </li> </ul> <p>○ひとり親家庭のための住宅支援 【建築課】</p> <p>市営住宅の入居募集に際し、募集戸数4戸に1戸の割合で優先入居住宅枠を設け、ひとり親家庭を含む優先募集を積極的に実施する。年間の募集住宅38戸のうち、優先入居住宅を8戸設けた。そのうち1戸に、ひとり親世帯が入居した。</p>					
目標達成に向けた取組と今後の方向性					
<p>さまざまな相談に対し、よりの確な支援ができるよう、庁内の担当各課において、きめ細やかな対応を行い、支援につなげている。相談を必要とする方に相談窓口の存在を知ってもらうために、あらゆる場面で情報に触れてもらえるよう提供の仕方に工夫が必要である。困難を抱える方々が安心して暮らせるまちとなるよう、それぞれの部署において、課題を把握し、解決に導く方法を検討していく。</p>					
審議会意見					
<p>継続的に関われる専門員のいるワンストップサービスの窓口を設置し、行政内部間での連携の強化を図る。包括的な支援を行う最も効果的な方法とは、行政手続きのわずらわしさを解消することである。教育や子育ての支援ができる、お互いに共生し合える地域コミュニティのような場所・施設があると安心して暮らせるのではないかと考える。例えば、高齢者も巻き込み、高齢者施設も併設されるなかで、子どもの教育や子育ての支援を高齢者がやることができたら、高齢者の就労支援にもつながる。子育て世代からすると安心して仕事や自分のキャリアをアップするための勉強ができるなど、収入の向上にもつながり貧困からの脱却も可能になるのではないかと思う。特に、シングルマザーは経済的困難の割合が高いことから、この層への重点的な施策、就業・子育て支援が必要とされる。</p>					

#### (4) 成果指標の進捗状況

第4次小山市男女共同参画基本計画における成果指標の進捗状況を示したものを。

基本目標		項目	計画策定時 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
1 男女共同参画 向上 社会に向けた意識の	1	固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合 (「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」の質問で、「そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)」と答えた割合) ※1	72.7%	—	80.0%
	2	「社会通念や慣習・しきたり」における男女平等意識 (「男女平等になっている」と答えた割合) ※1	11.4%	—	20.0%
	3	性的マイノリティについての認知度 (「性的マイノリティという言葉聞いたことがあり、意味も知っている」と答えた割合) ※1	70.4%	—	80.0%
	4	男女共同参画に関する講座の参加者数 (5年間の累積数)	317人 (平成28～ 令和2年度)	25人	500人
	5	男性の育児休業取得率 ※2	4.5%	—	15.0% (令和5年度)
2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	☆ 6	管理的職業従事者全体に占める女性の割合 ※3	16.7% (平成27年)	14.2% (令和2年)	30.0%
	☆ 7	市職員の管理監督職に占める女性の割合	31.0%	30.9%	30%以上
	☆ 8	審議会等委員に占める女性の割合	38.9%	37.8%	40%以上 60%以下
	☆ 9	家族経営協定締結(家族)数	302戸	310戸	342戸
	☆ 10	創業・起業に関する女性の相談者数 (5年間の累積数)	30人 (平成28～ 令和2年度)	8人	30人
	☆ 11	女性の再就職等支援事業の受講者数 (5年間の累積数)	130人 (平成28～ 令和2年度)	23人	130人
	☆ 12	ワーク・ライフ・バランスの実際の優先度 ※1 (1) 仕事と家庭生活の両方 (2) 仕事と地域・個人の生活の両方 (3) 仕事と家庭生活と地域・個人の生活のすべて (1)～(3)を優先する人の割合	34.0%	—	40.0%
	☆ 13	小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定数	65社	84社	115社
☆ 14	ファミリー・サポート・センター会員数	968人	990人	1,050人	
	☆ 15	小山市男女共同参画推進サポーターの数	132人	139人	100人
3 暴力の根絶と暮らし と暮らせる環境づくり	16	過去5年以内にDV、デートDVの被害がある人の割合 ※4	3.5%	—	根絶を目指す
	17	DV、デートDVに関する相談窓口の認知度 (全体から、「いずれの窓口も知らない」と「無回答」を除いた割合) ※4	67.3%	—	70.0%
	18	妊婦健康診査受診率	89.5%	90.3%	100.0%
	19	乳がん検診受診率	22.4%	28.6%	50.0%
	20	子宮がん検診受診率	10.7%	15.6%	50.0%
	21	ひとり親への就労支援で就労できた人数	5人	9人	20人 (令和6年度)
	22	女性の防災士の養成数	30人	30人	45人

☆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画(市町村推進計画)の指標

※1 小山市男女共同参画に関するアンケート調査(令和元年度、次回は令和6年度予定)

※2 小山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成30年度、次回は令和5年度予定)

※3 国勢調査(令和2年、次回は令和7年)

※4 小山市児童虐待・DV対策に関するアンケート調査(令和元年度、次回は令和6年度予定)

## 小山市男女共同参画審議会及びおやま女性活躍推進協議会 委員名簿

任期：2年（令和4年9月1日～令和6年8月31日）

敬称略・50音順

	区分	氏名	フリガナ	所属団体・役職名等
1	議会	青木 美智子	アキ ミチコ	小山市議会議員 民生常任委員会委員
2	推進員・ サポーター	池村 百合子	イケムラ ユリコ	小山市男女共同参画推進協議会 サポーター
3	教育	荻原 好恵	オギハラ ヨシエ	小山市校長会 小山市立乙女小学校校長
4	労働	小倉 秀佳	オクラ ヒデカ	連合栃木下都賀地域協議会 事務局次長
5	推進員・ サポーター	桐生 雅弘	キリュウ マサヒロ	小山市男女共同参画推進協議会 副会長
6	雇用	小林 正樹	コバヤシ マサキ	ハローワーク小山 小山公共職業安定所長
7	公募	佐野 由美子	サノ ユミコ	—
8	公募	篠田 香織	シノダ カオリ	—
9	学識経験者	新谷 由里子	シンタニ ユリコ	白鷗大学教育学部教授
10	商工	関 比佐江	セキ ヒサエ	小山商工会議所女性経営者会理事
11	農業	中村 浩幸	ナカムラ ヒロユキ	小山市農業士会会長
12	WLB企業 イクボス	橋本 桂子	ハシモト ケイコ	株式会社スリーエイチ代表取締役
13	地域	山中 亮	ヤマナカ アキラ	小山市自治会連合会理事 六軒自治会長
14	人権	山根 吉雄	ヤマネ ヨシオ	部落解放愛する会小山市協議会 書記
15	法律	渡辺 丘旭	ワタナベ タカアキ	弁護士 弁護士法人つかさ総合法律事務所

女性 8名 男性 7名 計 15名 女性委員の割合 53.33%